

熊本市排水設備指定工事店の処分に関する要綱

制定	平成21年12月22日	上下水道事業管理者決裁
改正	平成22年9月21日	上下水道事業管理者決裁
	平成24年3月29日	上下水道事業管理者決裁
	平成25年3月28日	上下水道事業管理者決裁
	平成28年3月24日	給排水設備課長決裁
	平成29年3月23日	給排水設備課長決裁
	令和8年3月31日	上下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号。以下「規程」という。）第14条第2項の規定に基づく排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定の効力の停止（以下「指定の停止」という。）及び取消し（以下「指定の取消し」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の停止)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事店の行為が別表1の処分要件の欄の各項のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ同表の指定の停止期間の欄に定める期間の範囲内において指定の停止を行うものとする。ただし、別表1備考第1号、第2号若しくは第4号に該当するとき又は指定の停止を行うに至らない特段の事由があると認めるときは、当該指定工事店に対し文書指導又は文書警告を行うものとする。

(指定の取消し)

第3条 管理者は、指定工事店の行為が別表1の処分要件の欄の各項のいずれかに該当し、かつ、当該行為が故意若しくは悪質又は重過失によるものと認めるときは、前条の規定にかかわらず、指定の取消しを行うものとする。

2 管理者は、指定工事店の行為が別表1の処分要件の欄の各項のいずれかに該当すると認められた場合において、前条の規定により行うこととされる指定の停止の期間を含め、当該認められた日から過去3年以内における指定の停止の期間が通算して12月を超えるときは、同条の規定にかかわらず、指定の取消しを行うものとする。

第4条及び第5条 削除

(処分の決定)

第6条 指定の停止及び指定の取消しは、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）第13条第1項の規定により聴聞の手続を経た上、第13条の規定による委員会の答申を受けて管理者が決定するものとする。

(聴聞)

第7条 聴聞に関する手続及び当該手続に必要な書面は、熊本市行政手続条例、熊本市行政手続条例施行規則（平成10年規則第54号）及び熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年規則第1号）に定めるところによる。

(違反行為に対する基礎停止期間)

第8条 違反行為を行った指定工事店に対する指定の停止を行う場合に係る基礎停止期間は、別表2に定めるところによる。ただし、指定の停止の決定に当たっては、違反行為の態様、影響及びその他の事情等、特に考慮すべき事項があると認められる場合には、同表に定める基礎停止期間に停止の期間を加重し、又は軽減する。

(排水設備指定工事店処分審査委員会)

第9条 違反行為（別表1の処分要件の欄の各項のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）を行った指定工事店に対し適正な処分（指定の停止又は指定の取消しをいう。以下同じ。）を行うことにより、指定工事店の健全な育成及び排水設備工事の適正化を図るため、排水設備指定工事店処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、計画整備部長及び維持管理部長をもってこれに充てる。
- 5 委員は、総務課長、経営企画課長及び料金課長をもってこれに充てる。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、別に委員を定めることができる。
- 6 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長のうち委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 8 委員長等は、他の者をして委員会に代理出席させることができない。

（所掌事務）

第10条 委員会は、管理者の諮問に応じ、処分について審議するものとする。

（会議）

第11条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、関係人に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、委員長等のうち過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、会議に出席した委員長等の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

（持ち回り開催及び書面開催）

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、会議の開催に代えて持ち回り審議又は書面審議により議事を決することができる。

- (1) 審議事項が軽微である場合
- (2) 緊急性を要する案件で、委員の集合が困難な場合
- (3) その他委員長が特に認める場合

- 2 持ち回り審議又は書面審議により議事を決したときは、委員長はその結果を速やかに委員に通知しなければならない。
- 3 前2項により決した議事は、通常の会議で決したものと同一の効力を有する。

（庶務）

第13条 委員会の庶務は、給排水設備課において行う。

（答申）

第14条 委員長は、委員会の審議結果を管理者に答申するものとする。

（処分の通知）

第15条 管理者は、処分を決定したときは、違反行為に対する処分通知書（別記様式）をもって指定工事店に対し通知するものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前にした行為に対する処分内容の基準については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条、第 3 条、第 8 条及び第 9 条関係)

熊本市排水設備指定工事店の処分基準

違反内容	処分内容	初回の措置
(無届工事)		
1 排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けずに工事に着手したとき。(条例第 5 条及び規程第 10 条第 2 項第 5 号関係)	指定の停止 6 月以下	文書指導
(工事完了届の遅延)		
2 排水設備工事完了後、正当な理由なく 5 日以内に工事完了届が提出されないとき。(条例第 6 条第 1 項関係)	指定の停止 3 月以下	文書指導
(指定工事店の責務及び遵守事項違反)		
3 排水設備工事の施工の申込みを受けた場合において、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	指定の停止 3 月以下	文書指導
4 不適正な工事金額で排水設備工事を施工し、又は排水設備工事の契約に際し、工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示さなかったとき。	指定の停止 3 月以下	文書指導
5 排水設備工事の全部又は主要な部分について、第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	指定の停止 3 月以下	文書指導
6 排水設備工事において、指定工事店としての名義を第三者に貸与したとき。	指定の停止 3 月以下	文書指導
7 排水設備工事において、排水設備工事責任技術者の監視の下に設計及び施工を行わせなかったとき。	指定の停止 3 月以下	文書指導
8 排水設備工事完了後 1 年以内に生じた故障等を正当な理由なく 14 日以内に無償で補修しなかったとき (天災地変又は使用者の責めに帰すべき事由によるものを除く。)	指定の停止 3 月以下	文書指導
(規程第 10 条第 2 項関係)		
(完了検査の不適合)		
9 排水設備工事の完了検査で不適合となった場合において、その通知から正当な理由なく 14 日以内に適正な改善が行われないとき。(条例第 6 条第 2 項関係)	指定の停止 3 月以下	文書指導
(届出義務違反)		

1 0 規程第 1 3 条第 2 項に規定する事項について、正当な理由なく 3 0 日以内に届出がなかったとき。(規程第 1 3 条第 2 項関係)	指定の停止 3 月以下	文書指導
1 1 文書指導を受けた日から 2 年以内に第 1 項から第 1 0 項までのいずれかに該当する行為があったとき。 (安全管理義務違反)		文書警告
1 2 排水設備工事に起因して、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	指定の停止 6 月以下	
1 3 排水設備工事に起因して、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。(規程第 1 0 条第 1 項関係) (贈賄)	指定の停止 3 月以下	
1 4 指定工事店の代表者又は役員が、公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され有罪判決を受けたとき。(規程第 1 4 条第 2 項第 2 号関係) (不誠実な行為)	指定の停止 3 月以下	
1 5 排水設備工事施工に関し不誠実な行為があるなど、指定工事店としてふさわしくないと管理者が認めるとき。 (規程第 1 4 条第 2 項第 2 号関係) (指定の停止期間中に行った行為)	指定の取消し又は、 指定の停止 6 月以下	
1 6 指定の停止期間中に、違反行為を行ったとき。	指定の取消し	

(注) この表において「条例」とは、熊本市下水道条例(昭和 4 6 年条例第 1 4 号)をいう。

備考

- (1) 文書警告を受けた日から 2 年以内に第 1 項から第 1 0 項までのいずれかに該当する行為があったときは、事情に応じて指定の停止を行うものとする。
- (2) 文書指導、文書警告又は指定の停止を受けた日から 2 年経過後に第 1 項から第 1 0 項までのいずれかに該当する行為があったときは、文書指導を行うものとする。
- (3) 第 1 項から第 1 1 項及び前号の規定にかかわらず、それぞれの事情に応じて、文書警告又は指定の停止を行うものとする。
- (4) 第 1 2 項から第 1 5 項までのいずれかに該当する行為があったときは、それぞれの事情に応じて指定の停止等を行うものとする。

別表 2

基礎停止期間

指定の停止の上限が 6 月にあたる違反行為		指定の停止の上限が 3 月にあたる違反行為	
合計の違反件数	基礎停止期間	合計の違反件数	基礎停止期間
6 件以上	6 月	—	—
5 件	5 月	—	—
4 件	4 月	4 件以上	3 月
3 件	3 月	3 件	2 月
2 件	2 月	2 件	1 月
1 件	1 月	1 件	2 週間

別表 3

繰り返し違反行為を行ったときの処分

処分要件	処分の内容
指定の停止期間中に、違反行為を行ったとき	指定の取消し
指定の停止 3 月以上 6 月未満の指定停止処分期間満了後、1 年以内に指定の取消しの対象となる違反行為を行ったとき	指定の取消し
指定の停止 6 月の処分期間満了後、2 年以内に指定の取消しの対象となる違反行為を行ったとき	指定の取消し

別記様式（第14条関係）

違反行為に対する処分通知書

排水設備指定工事店の名称

所在地

代表者氏名 様

熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第14条第2項の規定による処分を決定しましたので、次のとおり通知します。

1 指定番号	
2 決定区分	1 指定の取消し 年 月 日
	2 指定の効力（年 月 日以前に熊本市下水道条例（昭和46年条例第14号）第5条の規定による熊本市上下水道事業管理者の確認を受けた排水設備工事の施工に係るものを除く。）の停止 年 月 日から 年 月 日まで
3 決定の根拠	
4 教示	

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 ㊟